

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針 (案)

文部科学省

令和〇年〇月改訂版

目 次

第1章 背景調査の概要と調査の目的・目標	2
第1節 背景調査の概要	2
第2節 背景調査の目的・目標	2
第3節 背景調査等を実施する上での留意点	6
第2章 平常時からの備え	10
第1節 学校における平常時からの備え	10
第2節 学校の設置者等における平常時からの備え	12
第3章 基本調査の実施	14
第1節 調査対象と調査の主体	14
第2節 基本調査の実施	15
第3節 情報の整理と報告・説明	17
第4章 詳細調査への移行の判断	19
第1節 詳細調査に移行すべき事案の考え方	19
第2節 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断	20
第3節 詳細調査に移行すると判断した場合の遺族の意向との関係や遺族に対する調査実施前の事前説明	21
第4節 詳細調査に移行しない場合	26
第5章 詳細調査の実施	27
第1節 調査組織の設置	27
第2節 詳細調査の実施	30
第3節 児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査（児童生徒に対する調査）	30
第4節 遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書の取扱い	34
第5節 情報の整理	34
第6節 自殺に至る過程や心理の検証と自殺予防・再発防止への提言	35
第7節 報告書のとりまとめと遺族等への説明	36
第8節 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用	39
第9節 背景調査の対応における個人情報保護	40
第10節 詳細調査報告で提言された再発防止策の実施	41
第6章 いじめが背景に疑われる場合の措置	42
第1節 いじめの重大事態調査の目的	42
第2節 背景調査といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性	42
【様式1】大切なお子さんを亡くされた方へ	44
【様式2】基本調査における様式	46
【様式3】詳細調査に係る意向確認様式	54

第1章 背景調査の概要と調査の目的・目標

第1節 背景調査の概要

- 自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者及び学校において背景調査を実施することが必要となる。
- 背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国立大学に附属して設置される学校の場合は国立大学法人。以下同じ。）及び学校が主体的に行う必要がある。
- 背景調査の実施は、学校の設置者及び学校が様々な制約の中で、事実関係を確認し、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することである。その際、児童生徒の自殺は、様々な困難やストレス、心理的な変化、そして周囲の関わりなどが複雑に絡み合い、本人の希死念慮が強まっていくプロセスとして捉える視点が重要となる。その上で、学校生活に関係する要因（例：学校で何があったのか、児童生徒同士で何があったのか）、個人的な要因（例：発達的な特徴、人格特性や精神疾患）及び家庭に関する要因（例：近親者の死）、援助希求行動の有無などに分けて、自殺への影響をできる限り時系列的に分析・評価し、把握したプロセスを踏まえて、事案への対処、再発防止策の検討を行うことが必要である。

第2節 背景調査の目的・目標

（1）背景調査の目的

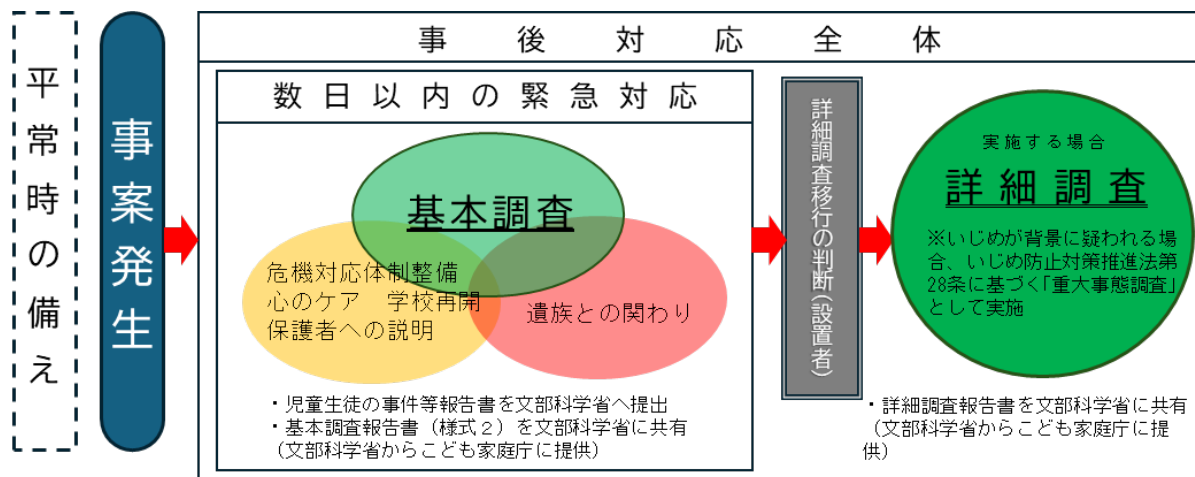
- 「目的」は事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の四つである。
 - ① 学校及び教職員等が事実に向き合い、学校全体で再発防止に取り組むとともに、今後の学校における自殺防止に活かすため
 - ② 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③ 児童生徒と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ④ 児童生徒に係る自殺対策に社会全体で取り組むための一助とするため
- この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校の設置者及び学校として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。
- 学校の設置者及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要であり、調査結果を重んじ、主体的かつ真摯に再発防止に取り組むことが求められる。
- 背景調査の実施に当たり、調査の趣旨、目的、方法、得られた情報の取扱いなどについて、遺族・児童生徒・保護者に丁寧に説明しておく必要がある。

（２）背景調査の目標

- 背景調査を実施することによって到達すべき「目標」は、事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の三つである。
 - ① 何があったのか事実を明らかにする。
 - ② 自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする。
 - ③ 上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校及び社会全体で自殺予防の取組の在り方を見直す。

（３）緊急対応と背景調査との関係

- 不幸にして自殺が起こってしまった場合、学校は、下図のとおり様々な対応をすることとなるが、背景調査も、調査以外の事後対応の要素と深く関連しながら進んでいく（下図及び子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月文部科学省、以下「緊急対応の手引き」とする）参考）。



（４）背景調査の大まかな流れ

- 背景調査全体の大まかな流れは以下のとおりである。また、調査のフロー図についても確認し、適切に対応する必要がある。
- 本指針は大まかな流れを整理したものであり、個別の事案ごとに状況は異なるため、調査の進展状況に応じてその都度検討することが重要である。

▶基本調査

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、全件を対象として、事案発生（認知）後速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、様式2を参考に、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。
- 学校の設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定。
→指導記録等の確認／全教職員からの聴き取り
- 状況に応じ、亡くなった児童生徒と学級や部活動、委員会活動等において関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケアを実施（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴うこととなり、関係の深かった児童生徒から自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難となることに留意が必要である。）。

▶詳細調査への移行の判断

- 学校の設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、第三者性が確保された専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。
- 全ての事案について詳細調査を実施することが望ましい。これが難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。
 - ア) 学校生活に関係する要素（体罰、学業、友人関係等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる。
- 調査組織が平常時から設置されていない場合には、組織立ち上げに相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。
- このため、基本調査実施中に詳細調査に関する遺族の要望がある場合や詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等については、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。その結果、基本調査と並行してアンケート調査等を実施することとなる場合も考えられる。
- ただし、詳細調査に先行してアンケート調査等を実施する際でも、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制、調査の実施体制が整っていることが必要である。
- 詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する必要がある。

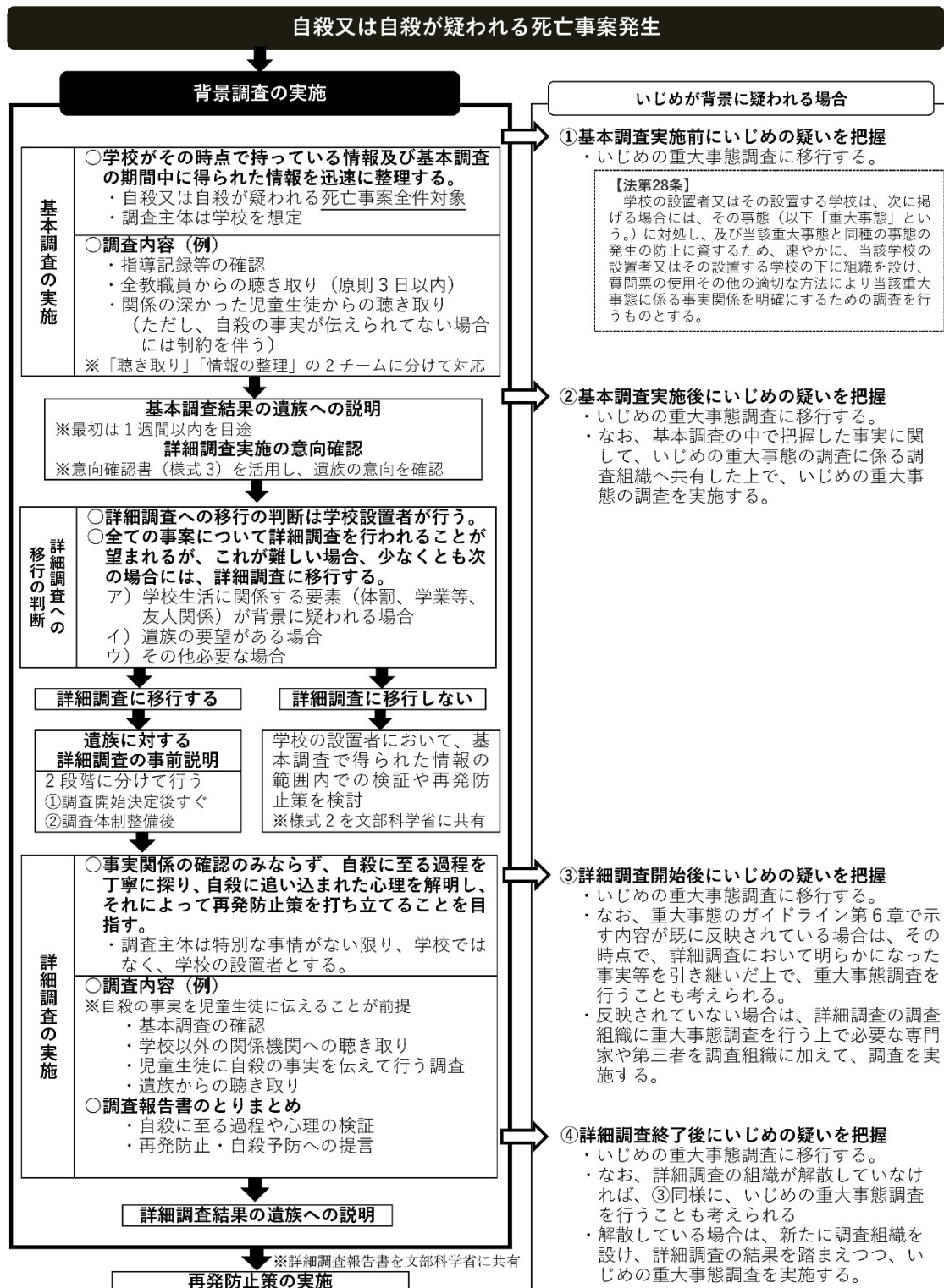
▶詳細調査

- 基本調査を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。
- 調査の主体は、学校の設置者又は学校が考えられるが、調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、職能団体等からの推薦によるなど、当該調査の公平性・中立性を確保することが必要である。

【詳細調査の実施】

調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）／自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言／報告書のとりまとめと遺族等への説明／調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 等
※ 児童生徒に自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提。

【一般的な背景調査の流れ（フロー図）】



（５）背景調査の早期着手の必要性

- 事案発生（認知）後、数日以内の緊急対応については、「緊急対応の手引き」を参照すること。
- 児童生徒の自殺は、他の世代の自殺と比べて、遺書が残されていないなど、調査により把握できる要因に限界がある場合も少なくない。
- また、児童生徒の自殺は、一見ごく些細（ささい）なことがきっかけであることもある。
- 自殺が起これば、自殺の引き金となる「直接のきっかけ」を原因として捉えがちであったり、原因を単純化して考えがちであったりするが、じっくりと背景を理解しようとしなければ本質が見えてこない自殺もある。
- さらに、事案発生（認知）から日にちが経つほど、児童生徒は「被暗示性」すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になる恐れがある。児童生徒からこのようなあやふやな情報が大量に挙げられると、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じてしまうこともある。

第３節 背景調査等を実施する上での留意点

（１）自殺が起きてしまった後の心のケアの重視

- 自殺が起きた後の事後対応としては、関係者（遺族、児童生徒、教職員等）の心のケアを背景調査と並行して行うことが必要である。
- 一般的に、自殺が起きた後に周囲の者の心と体には、しばしば、驚がく・ぼう然自失・抑うつ・自責・不安など様々な反応が現れる。
- また、原因を単純化して自分を責めたり、特定の誰かに責任をなすりつける傾向があったりするほか、生きることがつらいと感じている児童生徒の自殺の危険が高まることもある。
- 調査において、責任の所在を追求するような姿勢があれば、関係者の心への影響など二次的被害を与える危険性がある。また、責任を追及される恐れから率直に事実を述べないなど、結果として不十分な調査にとどまる危険性がある。
- ともしれば、事実の解明のみが優先されがちであるが、調査実施の前提として、学校・学校の設置者自身が、自殺が起こってしまったときの対応の原則（参考資料１）の理解に努め、調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つことが求められる。
- 学校としては、心理の専門家等の助言を得ながら、調査に先立って、参考資料２を踏まえ、特に配慮の必要な児童生徒（※）をリストアップし、教職員及び調査組織で共有するとともに、特に配慮の必要な児童生徒については、聴き取り調査の前後に心理の専門家等が関わってケアする体制を整える必要がある。

（※）特に配慮の必要な児童生徒

自責感や怒りなどの強い感情を表す反応の強い児童生徒や、その他配慮の必要な児童生徒（亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒、元々自殺に対してリスクの高い児童生徒、現場を目撃した児童生徒等）

- また、調査の具体的な設計や調査実施に当たっては、心理の専門家等の援助が必要である。
- 学級担任や部活動顧問等、教職員自身が強く影響を受け得ることにも留意する（例えばよく眠れない状態が3日以上続くような場合は医療機関の受診が必要）。
- 児童生徒や教職員等への心のケアを実施する際は、「校内連携型危機対応チーム」を核とした、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」（第2章第1節参照）を中心に実施すること。

（2）学校の設置者による援助

- 不幸にして自殺が起きてしまったとき、遺された人に起きる全ての問題を学校だけが一手に引き受けるのは困難である。
- そのため、学校の設置者においては、当該事案が発生した学校に対して職員を派遣するなど、当該学校のサポートを行うことが必要であり、当該学校についても学校の設置者に対して適切に援助を求めることが必要である。
- 学校の設置者及び学校が連携を図ることにより、円滑な調査の実施が期待されるほか、遺族や児童生徒・教職員等へのケアについても調査に並行して実施することが期待される。

（3）遺族との関わり

- 自殺事案が生じた場合は、速やかに遺族に連絡し、連絡窓口となる教職員を置くことが考えられる。連絡窓口となる教職員については、平常時から遺族とやり取りがあった学級担任や管理職だけでなく、教育委員会の職員やスクールカウンセラー等も含めて、遺族の心の状態を勘案しながら慎重に検討する必要がある。また、仮に、これまでの経緯から遺族が学校の設置者及び学校の担当者に対し、不信感を抱いている状況がある場合には、別途適切な者（例：教育委員会の背景調査担当課以外の職員や教育相談センター等の職員）を検討することが必要である。

また、自殺事案発生直後に、背景調査や今後の流れを遺族に説明することが難しいこともあり得るため、様式1を活用し、背景調査等（災害共済給付制度については第4章第3節参照）について説明するとともに、相談窓口の一覧を提示することで、遺族へのケアについても配慮することが必要である。相談窓口一覧については、平常時において関係機関と連携して作成しておくことが望ましい。なお、単に様式1を配付するだけではなく、しっかりと遺族に寄り添った対応が必要となることに留意する。

- さらに、深刻な影響を受けている遺族の心のケアについて、学校の設置者や学校としても関わりを持つことはもちろんであるが、心のケアという観点から、当該校配置のスクールカウンセラーのみならず、精神保健部局や関係する職能団体、医療機関等に援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要である。
- このため、平常時から、精神保健福祉部局や医療機関等、関連する機関との連携方策を、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、養護教諭等のネットワーク等も活用しながら、築いておくことが望ましい。
- 加えて、亡くなった児童生徒にきょうだいがいる場合については、そのサポートも重要であり、きょうだいが他校にいる場合は、当該学校と連携しながらサポートに努めることが望ましい。

- 背景調査の実施には、亡くなった児童生徒を最も身近に知っている遺族の協力が不可欠である。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- あらゆる情報も早急に知りたいという遺族の切実な心境は、自然なことである一方で、自殺という重篤な事態に、関係者が心理的に不安定になったり、臆測に基づくうわさが出回ったりするなど、調査の進展には困難が生じることも多い。
- 調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるか、背景調査において具体的にどんな困難があるかなど、遺族に対してあらかじめ説明しておくことが重要である。

（４）報道やSNS対応の基本的な考え方

- 自殺事案の報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援することが求められる。
- 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、誠意をもって正確で一貫した対応を行う。
- 報道関係者には、自殺が起きた後に、遺された人々に深刻な影響が出ており、背景調査の趣旨等と併せて、心のケア等が必要であることについても説明する。
- 報道対応の内容については、あらかじめ遺族に丁寧に説明しておくことが必要である。
- 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけてはならず、この時点では「これからよく調べる」、「現在調査中である」などと応答を留保することもあり得る。
- また、断片的な情報を発信して誤解を与えない（「前日に同級生とトラブルがあった」などの断片的な情報が公表されると、そのみが原因であるかのような誤解を招きかねない）。
- 調査組織が立ち上がった場合については、学校における報道対応の担当者と連携しつつ、調査主体及び調査組織が組織的に報道対応を行う。
- 事案を受けて動揺している児童生徒への無理な取材、校舎内での取材は行われるべきではない。また、『自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023 年版』（いわゆる『WHO 自殺報道ガイドライン』）を踏まえれば、遺書の詳細を報じたり、自殺の手段を描写したりすること等は、児童生徒の自殺予防の観点から適切ではない。
- このため、万が一にも過度な取材や不適切な報道があった場合には、抑制を求めていく必要がある。
- また、平常時から、精神保健部局等と連携して、報道機関にも、児童生徒の自殺予防対策全般に対して理解を深めてもらえるよう求めておくことも必要である。
- さらに、自殺が起きた場合は、臆測に基づくうわさ話等が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がける必要があり、万が一、SNS 等において誹謗中傷があった場合に

は、児童生徒や教職員への心のケアを速やかに実施するとともに、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る書き込み等が見られた場合は、必要に応じて、警察にも相談を行うこと。

（５）資料の収集・保存

- 学校においては、背景調査の実施に必要な学校作成資料等の収集・整理に取り組むことが求められる。例えば、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでの面談の記録等は調査の基礎資料として活用される。
- 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、事案発生から一定期間が経過した後に、遺族が詳細調査の希望をする場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や児童生徒からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて５年とすることが望ましい。また、背景調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、５年とすることが望ましい。

第2章 平常時からの備え

第1節 学校における平常時からの備え

- 自殺への対応については、専門家といえども1人で抱えることができないほど重く、かつ困難な問題であり、きめ細かな継続的支援を可能にするためには、校内の教育相談体制を基盤に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要である。
- そのためには、校内研修会等を通じて、教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが望ましい。
- 各学校においては、実際に自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じた場合に、速やかな事後対応と基本調査ができるよう、本指針、「緊急対応の手引き」、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月文部科学省）、「生徒指導提要」（令和4年12月改訂文部科学省）を参考に、平常時より備えておくことが必要である。
- 具体的には、児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだりするなど、自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、校内の教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行うことが重要であり、平常時には、危機対応のための体制づくりやマニュアルづくり等を進めておくことが重要である。
- さらに、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心にしつつも、学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応することが必要であり、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含む危機管理体制を速やかに構築することが必要である。その際、各学校においては、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の図表3-3を参考に、校内連携型危機対応チームを中心として、迅速な対応を組織的に行うことが重要である。
- なお、「校内連携型危機対応チーム」については、いじめ防止対策推進法第22条に規定する学校いじめ対策組織や生徒指導部や生徒指導委員会等の既存組織を活用することも可能だが、「校内連携型危機対応チーム」としての自覚の下で協議することが必要である。
- また、事案を生じさせないためにも、全ての教職員が児童生徒の自殺のサインを見逃すことなく、的確な対応ができるよう、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」や「生徒指導提要」を参考に、児童生徒の自殺予防に関する校内研修を実施することが必要である。
- 医療機関、福祉機関等（例：児童相談所、精神保健センター、こども家庭センター）の関係機関との連携をより効果的に進めるためには、平常時から地域にどのような関係機関があるのかを把握し、日常的に連携する体制を構築することが求められる。

自殺はある日突然、前触れもなく起こるというより長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくことが一般的であり、どの児童生徒でもリスクがある可能性を念頭に置きつつ、対応することが極めて重要である。なお、各学校における自殺予防の取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応すること。

<参考資料>

文部科学省における自殺防止対策

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm

- 特に児童生徒の自殺の未然防止につながるよう、「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の変化や危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心して SOS を出すことのできる環境の整備に努めることが必要である。
- また、自殺の防止等の観点から、改正後の自殺対策基本法第 17 条第 3 項において、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上に努めることとされていることを踏まえた対応が重要である。
- さらに、個別の児童生徒の状況を多面的に把握する ICT ツールを適切に活用することにより、教職員の児童生徒理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握や早期支援につながると考えられることから、児童生徒の心や体調変化の早期発見のため、「1 人 1 台端末を活用した心の健康観察」の導入を推進し、その結果を学級担任だけでなく管理職、養護教諭等が確認できるようにするなどして、学校内で速やかに情報が共有され迅速に対応できる体制を構築することが重要である。
- 他方で、学級担任や学年主任、養護教諭等が、児童生徒の普段の言動や表情等から悩みや不安を把握し対応することが必要であることは言うまでもなく、児童生徒の異変を感じ取った際は、学校内で速やかに情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携して対応することができるよう、平素からの教育相談体制の充実を図っておく必要がある。
- 加えて、改正後の自殺対策基本法第 23 条第 1 項に定める、こどもの自殺防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行う「協議会」や、自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者等、市町村等では対応が困難な場合に助言等を行う、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」（厚生労働省事業）が設置されている自治体においては、学校において自殺の危険性が高い児童生徒や未遂経験のある児童生徒への支援を実施する際には、「協議会」や「こども・若者の自殺危機対応チーム」と連携して対応することが重要である。

第2節 学校の設置者等における平常時からの備え

(学校の設置者の備え)

- 学校の設置者においては、平常時から、児童生徒の自殺予防及び児童生徒の自殺が起きたときの緊急対応に関して学校関係者を対象とした研修の充実に努め、専門家の助言を得られる体制の整備等、危機対応の体制整備が必要である。
- また、詳細調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制の構築に取り組むことが求められる。
- 具体的には、職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくなどの準備を行っておくことが望ましい。
- さらに、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく機関などが教育委員会に設置されている場合、この機関が、いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象にできるような形にしておくなど、その活用を図ることも有効である。
- 国公立大学附属学校及び私立学校の設置者は、単独で職能団体等と連携して、事前に調査委員の候補となり得る者を整理・確認することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や背景調査に係る知見を求めることができる関係を構築しておくことが望ましい。

(都道府県教育委員会の備え)

- 自殺が起こってしまった場合には、二次的な被害が拡大しないよう迅速かつ適切な緊急対応が求められることから、都道府県教育委員会の担当者が域内の市区町村立学校の事案も適切に把握し、知見を共有できる体制とするなど、万が一に備えた危機管理体制を平常時から整えておく。
- また、自殺事案に関する対応は、短期間に集中して行うことから、学校の設置者においては、当該事案が発生した学校に対して職員を派遣するなど、当該学校のサポートを行うことが必要であるが、人口規模の少ない自治体等、必要な人数を学校に派遣できない場合もありうることから、都道府県教育委員会は、市区町村立学校の事案に対しても、積極的に職員を派遣できるような体制を構築しておくことが望ましい。
- 職能団体等との連携については、各市区町村単位で対応することが困難であることも考えられることから、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が詳細調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携することが望ましい。

- また、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会が詳細調査に移行する場合に備え、あらかじめ専門家の協力を得て、調査組織の構成員の候補者の選定、調査手順の検討や研修を行うなどして、人材確保のための方策を講じておくことも大切である。
- これらの中核的な人材が中心になって、実際に調査組織が構成されることによって、調査に精通した専門家（実際に調査に参加した経験があるなど、児童生徒の自殺が起こったときの調査に精通しており、中立的立場から助言ができる専門家のことを指す）の養成につながるとともに、調査のノウハウの蓄積にも資すると考えられる。

第3章 基本調査の実施

第1節 調査対象と調査の主体

(総論)

- 「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。
- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案とは、学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したものをいう。
- 基本調査の主体は学校を想定しており、学校の設置者の指導・支援のもと、指導記録等の確認、全教職員からの聴き取り等を行う。
- 状況に応じ、亡くなった児童生徒と学級や部活動等において関係の深かった児童生徒への聴き取り調査を実施することも考えられる。ただし、自殺の事実を児童生徒に伝えることができない場合には、児童生徒への聴き取りに制約を伴うこととなり、関係の深かった児童生徒から自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難となることに留意が必要である。
- 膨大・多様な情報が集まった場合等は、情報の整理に時間と人員が必要であるため、学校だけでは対応が難しい場合も考えられることから、学校の設置者の人的支援が必要となる。
- また、この段階から、学校の設置者及び学校だけでなく、児童生徒の自殺予防や心理等に精通した専門家の支援を得ることが有効である。

(基本的姿勢)

- 一般に、自殺が起こったときに、亡くなった人と関係が深かった人が「なぜ亡くなったのか知りたい」という切実な感情を抱くことは、自然なことである。
- 児童生徒が自殺する背景には、様々な問題を抱えていることも多く、自殺が実際に起きてしまう前に児童生徒は助けを求める何らかのサインを発していた可能性もある。
- 学校は、児童生徒が日々成長していく重要な場の一つであり、背景調査には、児童生徒とともに過ごしていた学校の教職員の視点が必要不可欠である。
- もし児童生徒への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる。
- また、調査を通じて、その児童生徒が亡くなったことにより強く影響を受ける他の児童生徒を把握することが可能となり、二次被害を起こさないための取組につなげることも可能となってくる。
- 以上のことより、死因が自殺であることが公表されているか否かに関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理する「基本調査」は必ず実施しなければならない。

(遺族との関わり・関係機関との協力等)

- 自殺事案発生直後に、背景調査や今後の流れを遺族に説明することが難しいこともあり得るため、様式1を活用し、背景調査等について説明するとともに、相談窓口の一覧を提示することで、遺族へのケアについても配慮することが必要である。相談窓口一覧については、平常時において、関係機関と連携して作成しておくことが望ましい。なお、単に様式1を配付するだけではなく、しっかりと遺族に寄り添った対応が必要となることに留意する。
- 事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。
- 検視等を行う警察との協力や、亡くなった児童生徒と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る必要がある。
- また、児童生徒や保護者に自殺の事実を伝えて行う調査の実施には、あらかじめ遺族の了解を得ることが望ましい。

第2節 基本調査の実施

- 基本調査として、事案が発生（認知）したその日から開始すべき対応には、以下のようなものがある。

なお、基本調査を迅速かつ適切に行うためには、学校の設置者の援助を受けながら、当該基本調査に対する校内体制を（1）のような既存の情報を整理するチームと（2）、（3）のような関係者への聴き取りを行うチームの2チームに分けて対応するなど、同時並行で対応できる体制構築も考えられる。また、体罰・不適切な指導等が背景に疑われるとの具体的な証言等があった場合、その当事者となる教職員は基本調査を行う担当に含めないなど、調査の公正性に疑義が生じないように対応することが重要である。

（1）指導記録等の確認

- 前提として、日常的に指導記録や生活アンケート等を蓄積しておくことが必要である。
- 指導記録以外にも、亡くなった児童生徒の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント類等にも何らかの手掛かりがあることもあるため、即時集約して確認・保管する。
- 亡くなった児童生徒の机や上履き等の所有物の状況を確認・集約する。
- 他にも学級日誌や部活動・委員会活動等に関するノート等が参考になることもある。

（2）全教職員からの聴き取り

- 児童生徒とともに生活していた教職員の視点が必要不可欠であり、もし児童生徒への指導や安全配慮で欠けていた部分があるとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる。
- このため、原則として3日以内を目途に、できるだけ全ての教職員から聴き取りを実施することが必要である（事案を共有する意味からも、全ての教職員からの聴き取りが重要）。
- 校長や教頭等が聴き取りをすることが一般的だが、教職員が話しやすいいかどうかも考慮し、必要ならば、教育委員会等、学校外の者が聴き取る。

- 調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった児童生徒が置かれていた状況や児童生徒の人となり把握のために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）。
- 聴き取る内容は、亡くなった児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子、友人や教職員との関係等の対人関係、亡くなった児童生徒の健康面や性格面、学習面や進路面等で把握していること、家族関係や学校外での生活のことで把握していること等が考えられる。
- 学級担任や部活動顧問等、亡くなった児童生徒と関係の深い教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぐことも必要である。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のもとより、指導員等の外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、これらの者に対しても聴き取りを実施する。

（３）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア

- （１）、（２）に加え、状況に応じて、亡くなった児童生徒と学級や部活動、委員会活動等において関係の深かった児童生徒に対し、亡くなった児童生徒から何らかの SOS を受け取っていたり、深い喪失感を感じていたりする可能性があることを踏まえた上で、聴き取り調査をする必要がある。
- 具体的には、当該児童生徒と信頼関係の構築ができている教職員が自殺の事実を伝えた上で、亡くなった児童生徒に関して、気になった言動や変化等の聴き取りを適切に実施する。
- この際、児童生徒に自殺の事実を伝えてよいかどうかは、遺族の了解が必要であることに留意すること。
- なお、聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をすること。児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第６章 6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。
- その際、聴き取りをしたことが周囲に知られないように十分配慮することが必要であり、聴き取りの前には、対象となる児童生徒の保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者や専門家と連携してケア体制を万全に整える必要がある。
- また、遺族の希望により自殺の事実を児童生徒に伝えることができない場合には、児童生徒への聴き取りに制約を伴うこととなり、関係の深かった児童生徒から自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難となることに留意が必要である。
- 他方で、自殺の事実を伝えたかどうかに関わらず、関係の深かった児童生徒は、自殺の危険が特に高まっている状態にあるという認識を常に持ち、スクールカウンセラー等の専門家を中心に、積極的な声掛けを含めた心のケアを実施することが必要となる。
- 心のケアを実施する際には、何か気になっていることがあれば自然と語ることができる雰囲気をつくる等の手立てを講じることも考えられる。
- 心のケアを実施する中で、得られた情報については、情報提供者に対して、誰まで共有してよいか、どの程度の内容であれば、共有してよいかなどの確認を行うこと。

第3節 情報の整理と報告・説明

(1) 基本調査の際の標準的な項目

- 基本調査の際は様式2を参考にし、情報を時系列にまとめるなどして整理すること。

【項目】

- ・ 学校に関する基本的事項
 - ・ 事案に関する基本的事項
 - ・ 児童生徒に関する事項
 - ・ 聴き取りにより把握した内容
 - ・ 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況 等
- 様式2については、基本調査で実施すべき項目についてまとめたものである。
 - 文部科学省及びこども家庭庁における子供の自殺に係る対策の検討や調査結果を活用した自殺の要因分析の実施等のため、様式2を文部科学省に共有すること（様式2を文部科学省からこども家庭庁に提供する）。

(2) 学校の設置者への報告

- 得られた情報の範囲内で、情報を整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、重大事態の発生への報告が必要である。この場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、重大事態発生について報告する（→第6章「いじめが背景に疑われる場合の措置」参照）。

(3) 基本調査に関する遺族への説明

- 学校の設置者及び学校は、調査結果がまとまった段階で、基本調査の結果を遺族に説明する。この際、遺族に寄り添った形で対応することが必要である。
- 学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、調査結果がまとまる前であっても、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。その際、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であること（第4章第2節参照）について説明を行うこと。
- この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する。
- 事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する（よって、この時点においては安易に因果関係に言及すべきでない）。
- 詳細調査について、学校の設置者及び学校の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる（→第4章「詳細調査への移行の判断」参照）。その際に、電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と遺族との情報共有が十分に図られず、詳細調査への移行が適切に

なされない可能性もあることから、詳細調査への意向確認書（様式3）を渡すなどして、遺族の希望を聴取しておくこと。また、この時点での回答について、後日変更が生じる場合があることにも留意すること。なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には困難を伴うことが想定される点についても、申し添えておくこと。

第4章 詳細調査への移行の判断

第1節 詳細調査に移行すべき事案の考え方

(1) 詳細調査とは

- 「詳細調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案の場合に、基本調査等を踏まえ、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である。
- 調査の主体（調査組織を立ち上げ、その事務を担う）は、学校の設置者又は学校が考えられるが、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
- 詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。
- 児童生徒の自殺は、一見ごく些細（ささい）なきっかけで、突然起こったように思える事案もあるなど、直接的な原因が把握できない場合が少なくない。
- 自殺の引き金となる「直前のきっかけ」が原因として捉えられがちであるが、自殺を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった「準備状態」（危険な心理状態に陥っていた状況等）に注意を向けることが大切である。
- 詳細調査においては、亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、学校における出来事等の学校に関わる背景が主たる調査の対象となるほか、病気等の個人的な背景や特性、家庭に関わる背景についても対象となり得ることに留意する。
- 他方で、詳細調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うこともあり、学校の設置者又は学校はそのような中で詳細な事実関係を確認し、遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応え、同様の事態を二度と発生させないためには、どのような対策が必要かといったことについて検討していくことが求められる。
- これらのことを踏まえ、当初定めた調査目的・目標を改めて確認しつつ、調査を実施することが求められる。

(2) 詳細調査への移行の判断

- 詳細調査への移行の判断の主体は、基本調査の報告を受けた学校の設置者である。
- 詳細調査に移行するかどうかの判断については、(3)「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら、例えば、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、第三者性が確保された専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重することが望ましい。

(3) 詳細調査に移行すべき事案の考え方

- 全ての事案について、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。これが難しい場合は少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。
 - ア) 学校生活に関係する要素（体罰、学業、友人関係等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

- 学校生活に関係する要素とは、「学業不振」、「進路に関する悩み（入試に関する悩みを含む）」、「教員との人間関係（体罰・不適切な指導等を含む。）」、「学友との人間関係」、「その他（例：不登校又は不登校傾向、原級留置、転校等、暴力行為、暴力以外の素行不良、指導困難学級等）」である。

※ この時点で、「いじめにより自殺が生じた疑い」が認められる場合は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により、いじめの重大事態調査を実施することが必要。

以下の事案については、詳細調査に移行した例であり、これらを参考にしつつ、詳細調査に移行すべきかどうかを判断することが望ましい。

- ・ 以下は例示であり、ここに掲載されていないものであっても、詳細調査に移行している場合があることに留意する。
 - ① 基本調査において、担任から授業態度について指導を受け、叱責される場面があったことや、生活アンケートに教員との関係に悩んでいることについての記述があり、報告を受けた学校の設置者は、詳細調査への移行を判断し、基本調査結果とともに遺族に説明した。
 - ② 基本調査において、学校要因に該当する情報が発見されず、遺族に対し、調査結果の報告を行ったところ、遺族から、当該生徒が SNS 上のやりとりで悩んでいたことから詳細調査へ移行してほしいとの要望が出され、報告を受けた学校の設置者は、詳細調査への移行を判断した。

- 遺族からの要望について、電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と遺族との情報共有が十分に図られず、詳細調査への移行が遅れる可能性もあることから、意向確認書（様式 3）の様式を活用して、遺族から希望を聴取すること。
- また、基本調査を実施している際に、遺族から詳細調査の希望があった場合、学校の設置者の判断のもと並行して詳細調査に向けて準備を進めることも考えられる。
- なお、当該様式は要望に際して円滑な意思疎通等を図るために活用するものであり、こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せず、詳細調査への移行が遅れるようなことがあってはならない。

第 2 節 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断

（本調査におけるアンケート調査や聴き取り調査の位置づけ）

- 背景調査は、自殺という重篤な事態に関わる調査であるため、児童生徒に調査への協力を求める場合は配慮が必要である。
- 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒に加え、全児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、児童生徒の心への影響からも、調査は専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきであり、この意味で、本指針ではアンケート調査や聴き取り調査を「詳細調査」に位置づけている。

- 他方で、アンケート調査や聴き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましいが、調査組織が平常時から設置されていない場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。
- このため、基本調査実施中に詳細調査に関する遺族の希望がある場合や詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等については、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。その結果、基本調査と並行してアンケート調査等を実施することとなる場合も考えられる。
- ただし、詳細調査に先行して実施する際でも、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制、調査の実施体制が整っていることが必要である。
- これらの調査をどのような場合に実施するのか、実施する場合にどのような点に留意するのかは、「第5章 詳細調査の実施 第3節 児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査（児童生徒に対する調査）」を参照のこと。特に、得られた情報の取扱いについては、必ず調査実施前に具体的な方針を立て、遺族に説明し、理解を求めることが必要である。
- なお、この先行した調査の実施主体を学校が担う場合、学校の設置者の人的支援や専門家による支援が必要であり、例えばアンケート調査の集計や聴き取り調査の実施のための指導主事等の人的支援等が必要となると考えられる。

第3節 詳細調査に移行すると判断した場合の遺族の意向との関係や遺族に対する調査実施前の事前説明

（遺族への説明における基本的な姿勢）

- 詳細調査を行う前には、遺族への説明が必要である。
- 調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行うことが円滑な調査の実施につながる。
- この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるということではなく、遺族が何を求めているか、こういったところに疑問を持っているのかなど真意をよく聴き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることが必要である。事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら、調査を進めていくことが求められる。他方で、これまでの経緯から、遺族が学校の設置者及び学校の担当者に対し、不信感を抱いている場合は、別途適切な者（例：教育委員会の背景調査担当課以外の職員や教育相談センター等の職員）を説明者として検討することが必要である。

（説明の準備）

- 説明に当たっては、はじめに学校の設置者又は学校において、説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。
- 遺族へは以下の説明事項をもとに説明を行うこととし、その際、どのような説明をするのか、あらかじめ遺族から同意を得るもの、考えを伺うもの等について整理しておくことが必要である。

各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することもあらかじめ説明するなど、理解を得るような説明に努めることが望ましい。

- 説明時には、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者等の役割を決めておく。ただし、遺族においてもケアが必要な状況であり、大人数が同席すると、それだけで不安感を覚える可能性もあることから、遺族の状況に応じた配慮が必要である。その際、これまでの経緯から、遺族が学校の設置者又は学校の担当者に対し、不信感を抱いている可能性があるなど懸念される場合には、別途適切な者（例：教育委員会の背景調査担当課以外の職員や教育相談センター等の職員）を同席させることも考えられる。
- 自殺事案に対しては、死亡場所が学校や通学路ではなくとも、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度により、死亡見舞金が給付される場合がある。過去に遺族に対して災害共済給付制度が説明されていなかった例もあることから、JSC が遺族向けに災害共済給付制度を説明する資料を作成しているので、学校・学校の設置者は、遺族に本資料を渡し、遺族の状況に配慮しながら丁寧に説明を行う。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター【P】

学校の管理下でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ
<https://・・・>

QR

（遺族への説明事項）

- 遺族に対して、事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を「見える化」することが望ましい。
- 事前説明は、大きく２段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった場合、速やかに説明する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。
- なお、事案発生直後の遺族への対応については、第１章第３節（３）を参考にすること。

【基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった段階】

① 調査の目的

- ・ 詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものであることを説明する。
- ・ その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や確実的なことが言えないことも想定されることについて触れる。

② 調査組織の構成に関する意向の確認

- ・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、遺族から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。その際、第5章に記載する調査体制についても要望があるかどうか確認する。
- ・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、遺族の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されることが考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
- ・ 遺族が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて、推薦を依頼することを説明する。

③ 調査方法等についての確認

- ・ 遺族から調査方法について要望があるか確認を行う。
- ・ 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、調査方法に関して、遺族の希望がある場合には、児童生徒への聴き取り等を行わないことや聴き取り範囲を調整し、遺族が納得できる方法で行うことが可能である旨を説明し、調査方法や調査対象について要望を聴き取る。

④ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- ・ 遺族との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。その際、様式1を再度、配付することも考えられる。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階】

① 調査の目的と目標

- ・ 調査の目的と目標について説明する。

② 調査組織の構成

- ・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体等からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・ 遺族に対して調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・ 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・ そのため、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、あらかじめ遺族に対して説明する。

④ 調査事項・調査対象

- ・ 詳細調査において、どのような事項をどのような対象（聴き取り等をする児童生徒等の範囲）に調査するのかについて遺族に対して説明する。
- ・ なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・ また、調査組織が第三者委員会の場合に、調査事項や調査対象を第三者委員会が決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で適切に説明を行う。
- ・ 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを遺族に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法

- ・ 詳細調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を遺族に対して説明する。
- ・ さらに、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては遺族から了解をとること。その際、遺族が自殺の事実を公表することを望まない場合や異なる死因（例：事故死）と説明するよう求めてきた場合、詳細調査は、自殺の事実を他の児童生徒へ伝えなければ実施することが難しい旨説明を行い、了解をとること。

⑥ 遺族の要望への対応の方向性

- ・ 事前に説明を行った段階で遺族から調査組織、調査体制、調査方法等について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑦ 調査結果の提供・説明

- ・ 調査終了時においては、調査結果の提供・説明を行うことについて予め説明を行う。
- ・ なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・ 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
- ・ 遺族から公表の要望があった場合、学校の設置者としての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。
- ・ 詳細調査を実施しても、必ずしも事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。

- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、基本調査の結果、詳細調査の必要性が高い場合には、詳細調査の実施について改めて遺族に提案することも考えられる。

（２）いじめ防止対策推進法との関係

- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律上義務づけられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない。なお、この場合の詳細調査は、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく重大事態の調査に当たる。
- いじめ防止対策推進法における「いじめにより」とは、基本方針において、「（法第 28 条の）各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とされている
- 調査組織に係る調整の難航等があったとしても、それにより、いじめ防止対策推進法上の義務を免れることにはならず、調査主体の責任において、調査を実施することが必要である。（→第 6 章「いじめが背景に疑われる場合の措置」参照）

第4節 詳細調査に移行しない場合

- 基本調査の内容については、様式2を参考にして取りまとめ、得られた資料とともに保存する。
- 遺族が詳細調査を望まない場合でも、第4章第1節（3）○の「ア）学校生活に関係する要素」に該当する場合や、「ウ）その他必要な場合」には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保しつつ、第三者性が確保された専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。

第5章 詳細調査の実施

第1節 調査組織の設置

- 詳細調査の主体（調査組織を立ち上げその事務を担う）は、学校の設置者又は学校が考えられるが、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
- 背景調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的としたものではないが、自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

（1）組織の構成・性格

（調査組織の構成）

- 調査組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。
- 調査主体は上記のとおり、学校の設置者又は学校となるところ、実際に調査を行う組織については、概ね以下のような体制が考えられる。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※ 専門家及び第三者の考え方については、（2）を参照

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるようにすること。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※ 専門家及び第三者の考え方については、（2）を参照

① 校内連携型危機対応チーム方式

- ・ 校内連携型危機対応チームの教職員のほか、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるようにすること。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。

- ・ 事務局機能は、学校内において当該事案と直接関係のない教職員が担うことが考えられる。

（調査組織の基本的な考え方）

- 詳細調査の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。
- 特段の事情がある場合を除き、第三者を加えた調査組織とすること（学校の設置者主体の場合の①教育委員会等方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式、学校主体の場合の①校内連携型危機対応チーム方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式）。
- 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。
- 事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、委員の専門領域や必要な人数については、調査主体において判断することが求められるものの、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案と考えられる。

① 体罰や不適切な指導等が背景にあると疑われる場合

体罰や不適切な指導等が原因となる場合、指導内容が適切であったかどうかやその指導と自殺の因果関係の判断については、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要であることから、学校の設置者が主体となり、第三者委員会方式での調査の実施を検討すべきである。

② これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する遺族との間に不信感が生まれてしまっている場合

遺族と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

- 平常時から設置された調査組織を活用する場合は、構成員に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮すること。また、構成員を必要に応じて追加することも、事案に応じて柔軟に判断されるべきである。
- 調査組織の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を活かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う。

- 調査組織の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが想定される。
- なお、多数の児童生徒からの聴き取り調査等を第三者性が確保された専門家が直接行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理する「調査員」を、調査組織の構成員とは、別に置いておくなどが考えられる。

（調査組織の性格）

- 第三者性が確保された専門家を加えた調査組織を教育委員会に置く場合、地方自治法上の「附属機関」に当たると考えられる。
- 「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関である。

（２）専門家及び第三者の考え方

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉等の専門家が想定される。
- “第三者”とは、「当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」である。
- 「当該事案の関係者」とは、事案が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、事案が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）、当該事案が生じた法人と同一法人の教職員（例：学部の教授等）が調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置づけて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、遺族から推薦に当たっての専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。
- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。
- 例えば、域内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”の立場からも調査組織に加わる場合について、当該事案が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、これまで当該学校での勤務実績がなく、当該

事案の関係者との関わり（相談・支援等）が認められないなど、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、第三者性は確保されていると考えられる。

（３） 詳細調査の計画

- 調査組織において、詳細調査の計画と見通しを立て、調査主体との間で共通理解を図る。
- 具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、遺族への説明時期（経過説明を含む）、調査後の遺族への説明の見通し等を検討する。
- 聴き取り調査とその事実関係の整理には膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りに注意が必要である。
- 受験や卒業が控えている場合などには時間的制約があることを踏まえ、調査期間等を検討する。
- 調査の実施により得られた情報の取扱いについては、調査組織において、必ず調査実施より前に具体的な方針を立て、第４章第３節【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階】に示しているように、遺族に説明し理解を求めることが必要である。
- 事案が公表されているケースでは、詳細調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等も検討しておく。

第２節 詳細調査の実施

- 調査組織においては、例えば、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される。
 - ① 基本調査の確認：
基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認
 - ② 学校以外の関係機関への聴き取り：
医療機関、福祉部局や人権関係部局等、これまで対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、遺族との相談も必要）
 - ③ 児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査：本章第３節
 - ④ 遺族からの聴き取り：本章第４節

第３節 児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査（児童生徒に対する調査）

（１） 調査の趣旨と実施における留意点

- 学校におけるトラブルなどを調査するため、全校児童生徒や同学年の児童生徒に対して広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に遺族の了解及び児童生徒・保護者の理解・協力を得て、かつ、心のケア体制を整え、児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査の実施を検討する。
- 自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解と、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である。

- この調査は、自殺の事実を児童生徒に知らせることが前提である（あらかじめ遺族の了解を得ることが望ましい）。
- 特に、児童生徒に対して詳細調査開始までに自殺の事実を伝えていなかった場合は、詳細調査の開始に際して、自殺の事実を伝えることとなるため、心のケアに十分配慮することが重要である。
- ただし、一般の目に触れる形で自殺があった場合、事件が公表されて報道等が先行し、自殺の事実が広く知られるところになっているケースも考え得る。このようなケースにおいて遺族と連絡がつかないような状況があった場合には、遺族の了解が得られない中でも早急に調査を実施せざるを得ないこともある。
- アンケート調査などは、何があったのかを知るためのものであって、自殺に至った責任を追及することが目的ではない。
- 調査を通じ、いじめが背景に疑われる状況になった場合は、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」として、必ず調査組織を設置して調査を行う（→第6章「いじめが背景に疑われる場合の措置」参照）。

（２）実施の上での留意事項

- アンケート調査は、様々な調査方法の一つであり、決して万能ではない。聴き取り調査なども含め、必要に応じて量的にも質的にも十分な情報を得る必要がある。
- アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、「本指針におけるアンケート調査や聴き取り調査の位置づけ」第4章第2節等で記載しているとおり、調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい。
- 調査実施に当たっては、調査への参加を無理強いせず、児童生徒や保護者の意思を尊重することが必要である。
- 一般的に児童生徒は被暗示性が高く、それがアンケート調査や聴き取り調査に影響することがあるため、一定の答えを誘導する可能性のある質問をしない。
- 背景調査には携わらない心理の専門家等による相談体制の確保や、「緊急対応の手引き」8ページに記載されているような児童生徒のリストアップを行うなど、ケア体制をあらかじめ確立しておく。
- 調査実施後、心ないうわさや臆測等により遺族や友人を傷つけないよう、言動への注意を呼びかけるとともに、アンケートに記載できなかったことやその後思い出したことはいつでも知らせてほしいことなどを伝える。

（３）児童生徒・保護者への調査の協力依頼

- 児童生徒や保護者へ、適切に自殺の事実を伝達し、調査への協力依頼をする（自殺の事実の伝達に関しては、「緊急対応の手引き」を参照）。
- 調査の協力依頼をする説明文書を作成し、事前に（あらかじめ）遺族の理解を得た上で配布し、保護者の理解を得る。
- アンケートの調査結果について遺族へ提供する場合があることをあらかじめ説明を行い、同意を得ておくことが望ましい。

- 自殺が起こったあとの一般的な反応と配慮が必要な児童生徒についても同時に資料を配布するなどして、児童生徒の様子への配慮と学校との連携を依頼するとともに、心理の専門家等などによる相談体制についても周知する（参考資料 2－1 及び 2－2 参照）。

（４）アンケート調査の実施

- 以下の例のように、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立てて、遺族に説明し、理解を求める。
- アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める。
- 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を児童生徒に持ち帰らせ、家庭で記入し提出するなどが考えられ、的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である。
- 自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある。記名式で実施した場合であっても、児童生徒から無記名で提出されたアンケート用紙は何かあったのかを明らかにするための重要な情報であることに留意すること。

(アンケート調査結果の具体的取扱い方針の例)

- ・ アンケート調査や聴き取り調査などにより集められる情報には、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあり、重要な情報が欠けた断片的な情報の集合体である可能性も踏まえ、アンケートで得られた情報の遺族への提供は個人名や筆跡などの個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上に行う。
- ・ 提供に当たっては「直接見聞きした情報」、「亡くなる前の伝聞情報」、「亡くなった後の伝聞情報」を区分して整理し、このうち、伝聞情報に関しては、事実確認を行った結果と併せて提供する（「直接見聞きした情報」には、その事実があった場合に立ち会ってはいなくても、亡くなった児童生徒本人から直接聞いた情報を含む）。
- ・ 提供の時期としては、調査組織において上記整理や伝聞情報の事実確認ができた後である必要があるため、調査結果の説明と併せて行う（提供可能な時期の見込みを具体的に示すことが望ましい）。
- ・ アンケート調査実施前に調査対象者（児童生徒と保護者）へ、調査への協力依頼をするに当たり、取扱い方針にのっとり、得られた情報を遺族へ提供する可能性があることについて説明する。

（５）聴き取り調査の実施

- 児童生徒への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の設置者や学校の教職員が行う場合などがありうる。
- 聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の聴取者で臨むことが望ましい。
- 体罰や不適切な指導等が調査対象となるケースなどは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査の必要性が高いため、例えば、学校の設置者や学校長ではなく、調査組織の第三者性を有する構成員が聴き取りを行うなどが考えられる。
- 児童生徒は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したくない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聴き取り調査に際しては、児童生徒に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、聴取者は、児童生徒の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学校教諭経験のある指導主事が行ったり、特に心のケアが必要な児童生徒に対しては、心理・福祉の知見を有する専門家が行ったりするなど工夫すること。また、同じ者が継続的に聴き取ることが望ましい。
- 対象者が多い場合や調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ聴取者同士で、児童生徒の自殺予防に精通した専門家の助言も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である。
- アンケートで記載のあった情報を基に、児童生徒に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、児童生徒が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったり

することにもなりかねない。また、児童生徒が自らを責めたり他人を責めたりすることもあり得るので、心理的影響に十分注意する。

- 聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である。

第4節 遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書等の取扱い

(1) 遺族からの聴き取りにおける留意事項

- 詳細調査は関係者の協力が必要不可欠であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、特に遺族の協力が重要となる。
- 遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、以下を常に心がける必要がある。
 - ① 遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠であり、基本調査で得られた情報の説明を丁寧に行う。
 - ② 遺族の心情を理解し、遺族、調査組織、学校の設置者や学校をつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する。
 - ③ 調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要である。精神保健部局など地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む。
- 客観性を保つ意味から、複数で聴き取りをするべきである。

(2) 遺書等の取扱い

- 直筆の文書、メモやノートの走り書き、SNS への投稿等の記録など様々な形態で死をほめかすような内容が残されていて、それが遺書かどうか議論になることがあるが、本指針では「遺書等」と表記している。
- 遺書等を調査の対象資料にするには、遺族の了解が必要である。
- 人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが大きいことが知られており、無意識の部分を理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式だったのかを知る必要がある。
- そのために、過去の資料が必要になることがあり、日記や作文などの提供を求める場合、遺族の協力を得て、偏りなく選択する必要がある。

第5節 情報の整理

- 例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」、「個人に関すること」、「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」、「亡くなる前の伝聞情報」、「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理する（参考資料3）。
- また、基本調査も含めて収集された情報が、どの程度確かなものなのか信ぴょう性を確認する。
- 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。

- ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない（参考資料3「情報の整理イメージ（例）」）。

第6節 自殺に至る過程や心理の検証と自殺予防・再発防止への提言

- 基本調査、アンケート調査、聴き取り調査、遺族からの聴き取り等で得た情報について整理を行い、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれる心理の検証を行うことが必要である。
- 自殺に至る過程や心理の検証は、背景調査の目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり、調査組織の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。
- また、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信ぴょう性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析・評価を取りまとめることも想定し得る。
- 自殺に至る過程や心理の検証、再発防止・自殺予防への提言を行う際の留意点は以下のとおりである。

【自殺に至る過程や心理の検証、再発防止・自殺予防への提言を行う際の留意点】

（自殺に至る過程や心理の検証）

- 調査によって得られた様々な情報を総合的に分析・評価する。
- 個々の情報の信ぴょう性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に自殺に至る過程や心理の検証を行う際には、全体としての吟味が必要である。
- 以下の点が十分でない場合、自殺に至る過程や心理の検証を行うことは困難である。
 - ・ 量的に十分であるか（聴き取り人数やアンケート回収率など）。
 - ・ 質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）。
- 遺書等や過去の指導記録、作文等の資料についても、他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く必要がある。
- 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、学校生活に関係する要因、個人的な要因及び家庭に関係する要因などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析・評価すべき（自殺の背景の推定）である。
- 亡くなった児童生徒が生きてきた中で、どのような過程を経て、またどのような背景があつて自殺に至ったかを、成育歴との関係も含め、できる限り明らかにするように努める。

（再発防止・自殺予防のための改善策）

- 自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、児童生徒の自殺を防げなかったことの考察などを踏ま

えて課題を見つけ出すとともに、児童生徒に対する自殺予防教育の実施を含め、当該地域・学校における児童生徒の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を可能な範囲でまとめる。

第7節 報告書のとりまとめと遺族等への説明

(1) 詳細調査における調査報告書の作成

- 詳細調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおりであるが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが重要である。
- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が生じたのか」、「どのような対応を行っていれば、自殺のリスクを早期発見することができたのか」等の視点を持ちつつ、標準的な項目を参考にして作成する。
- また、公表することも念頭に置きつつ、例えば、報告書作成に当たって、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。

	標準的な項目	記載内容の例
1	詳細調査の位置づけ	
2	調査の目的と目標、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	・ 調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	・ 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	・ 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・ 専門家や第三者性を有している委員がいることが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	・ 当該事案が発生した学校名、当該児童生徒の学年、性別、(氏名)、当該児童生徒の状況等についてまとめる。
	(2) 当該事案の概要	・ 調査対象となる当該事案について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	・ どのような調査方法(アンケート、聴き取り等)をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	・ 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・ 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	調査内容の整理	

	(1)	当該児童生徒の学校生活等での様子	- 児童生徒及び教職員からのアンケート調査、聴き取り調査、遺族からの聴取内容を踏まえて、当該児童生徒の学校内外での様子や入学前の様子等を記載する。 - 詳細について確認が出来なかった場合には、その旨記載し、事案の端緒となったと考えられる事項についてまとめる。
	(2)	当該事案の経過	基本調査を含め、全体の調査の内容を時系列に沿ってまとめる。
6	調査内容の整理から認定しうる事実や自殺に至る過程・心理の検証		
			事実経過等を踏まえて、当該事案に係る当該児童生徒が自殺に至った過程や自殺に至るまでの心理を可能な限り明らかにする。また、明らかにならなかった点については、その旨記載する。
7	学校の設置者及び学校の対応		
	(1)	学校の設置者の対応について	「5 調査内容の整理」でまとめた学校の設置者の対応について、本指針、緊急対応の手引き、教師が知っておきたい子どもの自殺予防に照らして対応の検証を行う。
	(2)	学校の対応について	「5 調査内容の整理」でまとめた学校の対応について本指針、緊急対応の手引き、教師が知っておきたい子どもの自殺予防に照らして対応の検証を行う。
	(3)	学校の設置者及び学校の対応に係る考察	学校の設置者及び学校の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	再発防止策・自殺予防の提言		
	(1)	学校の設置者及び学校に対する提言	当該事案の一連の調査を踏まえて、学校の設置者及び学校に対する自殺の再発防止・自殺予防の改善策の提言を行う。
9	参考資料		

(2) 事実関係の確認・整理等

- 事実関係の確認・整理に当たっては、自殺をした児童生徒に変化はなかったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の自殺予防にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする必要がある。
- また、聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信ぴょう性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- 自殺の原因・動機は様々かつ複合的である場合が多いため、調査に当たっては事実関係がはっきりしない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。

- 他方で、認定した事実と当該児童生徒の自殺との間に直接的な因果関係の説明が難しい場合であっても、何らかの影響を及ぼしたかどうかの認定を丁寧に行う必要があり、何らかの影響が認められる場合は、認定した事実と自殺との関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。
- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした分析評価は別の事柄であり、分析評価とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである。
- 報告書を公表する場合、報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）、どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する。また、公表をする場合、個人情報保護法との関係から留意すべき事項については、本章第9節に記載する。
- 報告書を公表する場合、遺族や児童生徒など関係者へ配慮して公表内容を決める必要がある。

（3）遺族への適切な情報提供

- 学校の設置者等においては、遺族に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。なお、これまでの経緯から、遺族が学校及び学校の設置者の担当者に対して、不信感を抱いている場合は、別途適切な者（例：教育委員会の背景調査担当課以外の職員や教育相談センター等の職員）を検討することが必要である。
- 調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係、学校の設置者及び学校の対応の検証、再発防止策について説明する。
- なお、調査報告書本体又はその概要資料を遺族に提供する場合は、調査の対象となる児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除くなど適切に整理の上、提供を行う。
- 調査報告書に記載された個人情報等については、児童生徒・保護者から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 遺族への説明に当たっては、必要に応じて、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることが考えられる。なお、個人情報保護法との関係については、第9節に記載のとおりであり、必要に応じて、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や法律の専門家等の意見を踏まえて検討を行うことが考えられる。
- アンケート調査結果等、得られた資料については、事前に決めていた取扱いの方針のとおりに取り扱う（第5章 第4節（4）アンケート調査の実施）。
- 調査報告書に対して、遺族と事前に確認した調査事項について、調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合等は、遺族の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。

(4) 報道機関等との関係

- 先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する必要がある、報告書のうち報道機関に提供する範囲については、遺族の了解を得る必要がある。
- また、報道機関等の外部に公表する場合、遺族に加え、児童生徒・保護者や教職員に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む。）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。また、遺族への配慮のみならず、児童生徒への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。

(5) 調査報告書の公表

- 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけではなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生じないようにするとともに、社会全体で自殺防止対策について考える契機ともなる。
- 他方で個人が特定されたり、遺族が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、2次被害等が生じてはならない。
- 公表するか否かについては、遺族の意向等を踏まえつつ、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、公益上の必要性、公表した場合の当該学校における児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、遺族が非公表を希望する等特段の事情がない限りは公表することが望ましい。

第8節 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

- 調査主体は、調査結果を学校の設置者に報告する。さらに、文部科学省及びこども家庭庁における、子供の自殺に係る対策の検討や調査結果を活用した自殺の要因分析の実施等のため、詳細調査報告書を文部科学省に共有すること。（詳細調査報告書を文部科学省からこども家庭庁に提供する）。
- 調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。
- 当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る。
- 報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを検証し、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要である。
- いじめが背景に疑われる場合の対応については、いじめ防止対策推進法及び国の基本方針及び重大事態ガイドラインに基づき、重大事態として発生を報告した事案について、調査結果を報告することが必要である。このため、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体

の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、調査結果について報告する。

- この報告の際、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する（→第6章「いじめが背景に疑われる場合の措置」参照）。

第9節 背景調査の対応における個人情報保護

（1）総論

- 背景調査においては、その調査の過程で、調査の対象となる児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。
- なお、個人情報保護法では、地方公共団体の機関と国立大学法人及び学校法人等では適用される規定が異なり、地方公共団体の機関は個人情報保護法の第5章が適用される「行政機関等」に位置付けられ、国立大学法人及び学校法人等は第4章が適用される「個人情報取扱事業者」に位置づけられていることに留意が必要である。
- 具体的な対応の詳細については、以下のとおり個人情報保護委員会よりガイドラインが示されており、各学校の設置者及び学校においては一連の背景調査の対応を行うに当たっては、下記ガイドラインを参考として対応する。
＜個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等＞
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 「行政機関等」である地方公共団体の機関の場合、個人情報保護法第69条第1項において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。
- また、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人、学校法人等の場合、個人情報保護法第27条第1項において、個人データを第三者に提供するに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされている。
- 遺族に対して、調査結果を説明する際、地方公共団体の機関等の場合は、調査の対象となる児童生徒・保護者、学校の関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。
- 国立大学法人及び学校法人等の場合は、調査の対象となる児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明等の場において、利用目的を通知又は公表し、かつ、児童生徒・保護者や学校関係者の個人情報が個人データに該当する場合には、児童生徒・保護者への調査結果の提供、説明についての同意を得ておくことが必要である（個人情報保護法第21条第1項、第27条第1項）。

(2) 報告書を公表する場合

- 背景調査の報告書を公表するときは、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。
- 公表に当たっては、個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ただし、背景調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。
- 公表に際しては、背景調査の報告書に記載のある遺族、児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。
- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。
- 公表に当たっては、個人情報保護法だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。

第 10 節 詳細調査報告書で提言された再発防止策の実施

- 調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。当該学校や学校の設置者においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、自殺のリスクを早期に発見し、早期に対応するなど、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならない
- 人事異動等や時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校の設置者及び学校等が組織として継続的に取り組むことが求められる。
- 教育委員会等方式で調査を行った場合には、教育委員会の指導主事と調査に携わった専門家が連携して、当該自殺事案が発生した学校において調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。また、第三者委員会が調査を行った場合には、調査委員会の委員長等から同様に調査報告書の内容を説明し、学校の対応の改善すべき点について指摘し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。
- 調査報告書で提言された再発防止策については、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが求められる。
- 学校の設置者においては、自殺事案が発生した学校での再発防止にとどまらず、その他の学校においても、報告書での提言を踏まえた研修会を開催するなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組が考えられる。

第6章 いじめが背景に疑われる場合の措置

第1節 いじめの重大事態調査の目的

- いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。
- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、いじめ防止対策推進法第23条第2項や第24条に基づく調査を通じて確認を行うことが必要である。
- なお、「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認めた場合において、本指針に記載されていない事項については、重大事態のガイドラインに沿って調査を進めることが必要である。

第2節 背景調査といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性

- 背景調査において、「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられる。
 - ① 基本調査を実施する前
 - ② 基本調査の実施後
 - ③ 詳細調査開始後
 - ④ 詳細調査終了後
- ①の場合については、基本調査の前から、いじめの重大事態の調査に移行しなければならない。
- ②の場合については、基本調査の中で把握した事実に関して、いじめの重大事態の調査に係る調査組織へ共有した上で、いじめの重大事態の調査が必要である。
- ③の場合については、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、その時点で、詳細調査を実施している調査組織が、詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。
- 他方で、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドラインで示す内容が反映されていない場合は、重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を調査組織に加えて、調査を実施することが必要である。
- ④の場合については、詳細調査の組織が解散していなければ、③同様に、重大事態調査を行うことも考えられるが、解散している場合については、重大事態のガイドライン第6

章に沿って、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、調査を行う必要がある。

大切なお子さんを亡くされた方へ

【基本調査について】

- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和〇年〇月改訂版）」において、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が、事案発生（認知）後、速やかに基本調査を実施することとしており、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することとしております。
- ・現在、〇〇学校において、基本調査を実施しておりますが、〇月〇日を目途にご説明をさせていただく予定です。

【詳細調査について】

- ・詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査です。
- ・詳細調査は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査です。
- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「詳細調査に移行すべき事案の考え方」として、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいとされ、これが難しい場合は、少なくとも
 - ア) 学校生活に係る要素（体罰、学業、友人関係等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合に詳細調査に移行するとされておりますので、御要望がある場合は御連絡くださいますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

〇〇学校 教頭/副校長▲▲ TEL :

〇〇教育委員会〇〇課 TEL :

(相談窓口一覧)

相談窓口	電話番号	受付時間等
〇〇ダイヤル		
〇〇の電話		
〇〇センター		

※災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、学校（園）の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金を給付する制度です。詳しくは以下にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

（独）日本スポーツ振興センター

〇〇給付課 TEL : 〇〇〇〇

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター【P】

学校の管理下でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ

<https://.....>

QR

基本調査における様式

1. 学校に関する基本的事項

- 学校名
- 校長名
- 設置者 ☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ その他
- 学校種 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 義務教育学校 ☐ 中等教育学校
☐ 高等学校 (☐ 全日制あり ☐ 定時制あり ☐ 通信制あり)
☐ 特別支援学校 (☐ 小学部 ☐ 中学部 ☐ 高等部)

2. 事案に関する基本的事項

- 児童生徒名
- 学年 () 学年 ○年齢 () 歳 ○性別 ☐ 男 ☐ 女
- 児童生徒の在籍状況
 - ☐ 小学校 ☐ 中学校
 - ☐ 義務教育学校 (☐ 前期課程 ☐ 後期課程)
 - ☐ 中等教育学校 (☐ 前期課程 ☐ 後期課程)
 - ☐ 高等学校 (☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制)
 - ☐ 特別支援学校 (☐ 小学部 ☐ 中学部 ☐ 高等部)
- 事案発生日時
死亡確認日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
発見日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
学校が把握した日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
- 事案発生時の状況
(事案が発生した場所)
 - ☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ 自宅・学校以外の建物 ☐ 海・湖・河川
 - ☐ 乗物 (電車・乗用車) ☐ その他 () ☐ 不明
(手段別の状況)
 - ☐ 首つり ☐ 飛び降り ☐ 飛び込み ☐ オーバードーズ
 - ☐ 練炭等 ☐ その他 () ☐ 不明

○事案の概要

発見時の状況や事案把握の端緒、経緯等を時系列に沿って記載

○児童生徒が死亡前に残した文書等の有無

- ☐ なし ☐ 遺書 ☐ メール ☐ SNS の書込み ☐ ブログ
☐ その他 () ☐ 不明

3. 児童生徒に関する事項

- 成績 ☐ 上位 10%以上 ☐ 上位 10%～50%
☐ 上位 50%～上位 90% ☐ 下位 10%以下 ☐ 成績なし

○成績の急激な低下 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

具体的に、いつごろどのように下がったかを記載

○出席状況

(前年度)

出席 () 日 遅刻 () 日 早退 () 日 欠席 () 日

(直近 1 ヶ月) ※長期休業明けの場合は長期休業前の状況

- ☐ 欠席なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)
☐ 遅刻なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)
☐ 早退なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)

上記の期間より前の期間を含めて、当該児童生徒の出席状況について
顕著な状況があれば記載

○学校 (担任や養護教諭、スクールカウンセラー等) への相談歴

- ☐ 有 ☐ 無

(相談内容) ※該当するもの全てチェックすること

- ☐ 学業等 ☐ 進路 ☐ 友人関係 ☐ いじめ ☐ 教師関係
☐ 家族等 ☐ 健康等 ☐ その他 ()

いつ、誰に相談したか、具体的な相談内容を記載

○保健室の利用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、きっかけ等具体的に把握していれば記載

--

○学校外の相談機関（保健所や民間団体等）の相談歴
☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、相談先、相談内容等把握していれば記載

--

○自殺未遂歴・自傷行為歴 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、回数、手段、誰が聞いたか等把握していれば記載

--

○自殺をほのめかす言動（希死念慮） ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、回数、誰が把握したか等把握していれば記載

--

○身体の不調 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○精神の不調 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○通院・入院歴の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、病名等把握していれば記載

--

○障害者手帳 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
(障害の種類：☐ 身体障害 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ 不明)
時期、治療歴等把握していれば記載

--

○発達障害の診断 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、治療歴等把握していれば記載

--

○学習面や生活面、対人関係等において配慮していた事項があったか
☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
具体的に記載

--

○就学援助の対象 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
家計急変等の事情等把握していれば記載

--

○家族構成 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ 祖父母
☐ その他 () ☐ 把握していない
保護者の職業や家庭環境等把握していれば記載

--

○自殺直前（直近2週間程度が目安）に本人が関係するトラブルや学
校・部活動等のイベント、喪失体験等の大きな出来事があったか。
☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○入学・転学・編入学など前籍校から引き継いだ顕著な事項はあったか
☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
具体的に記載

--

○その他特筆すべき事項 ☐ 有 ☐ 無
具体的に記載

--

4. 聞き取りにより把握した内容

(1) 全教職員からの聞き取りから把握した内容

○学習状況の変化や特徴 ☐有 ☐無 ☐不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○教室や部活動での様子の変化 ☐有 ☐無 ☐不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○服装、持ち物、提出物等の変化 ☐有 ☐無 ☐不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○友人、教職員との関係の変化
時期、内容等把握していれば記載

--

(2) 関係児童生徒からの聴き取りから把握した内容

○関係児童生徒から聴き取りを行ったか
☐ 行った ☐ 行っていない

○当該児童生徒との関係
具体的に記載

--

○自殺の事実を伝えたか。 ☐ 伝えた ☐ 伝えなかった
具体的にどのような内容を、いつ、どの範囲で、どのように伝えたか記載

--

○教室や部活動での様子の変化 ☐有 ☐無 ☐不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○友人、教職員との関係の変化 ☐有 ☐無 ☐不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○当該児童生徒が関係児童生徒に悩みを相談していたか

☐ していた ☐ していなかった ☐ 不明

相談内容に関して該当するものをチェック

※該当するもの全てチェックする

☐ 学業等に関する相談 ☐ 進路に関する相談

☐ 友人に関する相談 ☐ いじめに関する相談

☐ 教師に関する相談 ☐ 家族等に関する相談

☐ 健康等に関する相談 ☐ その他（ ）

具体的に把握したことがあれば記載

--

（３）その他 ※保護者等

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

--

5. その他の方法により把握した情報

○学校生活アンケート調査（いじめの把握のためのアンケート調査を含む）等の状況

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

--

○その他の方法

具体的に記載（把握した方法が何かを含めて記載）

--

6. 今後の対応等

(1) 学校の対応方針

具体的に記載（児童生徒・保護者・報道機関等への対応）

--

(2) 遺族への対応方針

具体的に記載

--

7. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（各背景ごとに複数回答可）

※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。また、チェック項目について、具体的に把握していることがあれば、それぞれ記載すること。

（学校問題）

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ 学業不振 | ☐ 入試に関する悩み |
| ☐ 進路に関する悩み（入試以外） | ☐ いじめ（疑いを含む） |
| ☐ 学友との関係での悩み（いじめ以外） | ☐ 教職員との関係での悩み |
| ☐ その他 | ☐ 不明 |

【具体的な内容】

--

（健康問題）

- | | |
|---|-----------------------------|
| ☐ 病気の悩み（身体疾患） | |
| ☐ 病気の悩み（精神疾患（うつ病・統合失調症など）） | |
| ☐ その他 | ☐ 不明 |

【具体的な内容】

--

(家庭問題)

- ☐ 親子関係との関係での悩み
- ☐ その他の家族関係との関係での悩み
- ☐ 家族の死亡 ☐ 家族からのしつけ・叱責
- ☐ 家族・同居人からの虐待（身体的・心理的・ネグレクト）（疑いを含む）
- ☐ その他 ☐ 不明

【具体的な内容】

--

(その他)

- ☐ 失恋 ☐ 犯罪発覚等（本人の非行行為等）
- ☐ 性的少数者であることの悩み ☐ 孤独感
- ☐ 後追い自殺 ☐ 就職失敗 ☐ その他

【具体的な内容】

--

詳細調査に係る意向確認様式

当該児童生徒に係る情報（学校の設置者又は学校が記入）

学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名	さん		

上記の児童生徒に関する基本調査の結果を踏まえ、下記のとおり、詳細調査に関する意向等を確認させていただきます。

1 説明の有無

- ☐ 学校の設置者又は学校から基本調査の結果について説明を受けた。（ 年 月 日）
- ☐ 学校の設置者又は学校から詳細調査に関する学校・設置者の今後の方向性について説明を受けた。（ 年 月 日）

2 詳細調査実施に関する意向確認

- ☐ 詳細調査へ移行してほしい
- ☐ 詳細調査実施に係る学校の設置者又は学校の判断に同意する
- ☐ 詳細調査へ移行してほしくない
- ☐ 現時点で回答することは難しい

※ 現段階での意向を記載ください。また、この時点での回答について後日変更を妨げるものではありません。回答を変更する場合は、改めて御連絡をお願いします。

なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には調査は困難を伴うことが想定されることに御留意をお願いします。

3 その他要望

年 月 日 氏名 _____

【参考】詳細調査の目的

詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものである。